

中央市高齢者在宅福祉サービス

見守り通報サービス(ふれあいペンダント)

- (内 容) 高齢者の急病等の緊急時に迅速な救助ができるようにするための通報サービスに加え、常駐の看護師による相談等を24時間利用できるシステムです。
- (対 象) ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
② 65歳以上の高齢者世帯に属する者で、身体上・慢性疾患等により日常生活に注意が必要な者
- (利用料) 6,800円(発信機器利用時の電話料、電気料は自己負担)
生活保護世帯に属する方または市民税非課税世帯に属する方は、費用負担はありません。



見守りサービス訪問事業(ハローライト訪問プラン)

- (内 容) 通信機能を備えた LED 電球を設置し、24 時間点灯等の動きがない場合に指定した通知先(親族等)に異常検知を知らせ、親族等が訪問できない場合に事業者が代理訪問を行います。
- (対 象) ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
② 65歳以上の高齢者世帯に属する者で、日常生活において他人の介助を要する者
- (利用料) 年額 6,000円(通信機器利用時の電気料、通信機器設置に必要な附属品費用は自己負担)
生活保護世帯に属する方または市民税非課税世帯に属する方は、費用負担はありません。



金婚及びダイヤモンド婚祝い事業

- (内 容) 市内在住の金婚記念等を迎えられる夫婦に対し、祝品を贈呈します。
- (対 象) ① 中央市住民基本台帳に記載があり、戸籍法の婚姻の届出に基づき、当該年度に結婚50年又は60年を迎えた夫婦
② 結婚50年又は60年を迎えた夫婦で、本事業による祝品の贈呈を受けていない夫婦
- (申 請) 「金婚記念・ダイヤモンド婚記念届出書」により毎年度2月末日まで受付(戸籍謄本添付)



布団乾燥及び理美容サービス事業

- (内 容) 在宅の寝たきり高齢者の寝具洗浄乾燥サービスまたは理美容サービスを受けられるように代金の一部を助成します。
- (対 象) 市内に住所を有し、介護保険法の要介護4以上と認定された在宅の要介護者
- (助成額) 布団乾燥サービス 年間2回以内で1回につき5千円(寝具の洗濯、乾燥、消毒サービス)
理美容サービス 年間6回以内で1回につき2千円(訪問理容、美容サービス)



日常生活用具給付(貸与)事業

- (内 容) 65歳以上のひとり暮らし高齢者等に日常生活用具を給付(貸与)します。
- (種 目) 電磁調理器・・・心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者
火災報知器・・・低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者
- (費 用) 生活保護世帯または生活中心者が前年所得税非課税世帯の方は、負担額はありません。
前年所得税課税世帯については、課税額に基づいて、自己負担額を決定します。



救急医療情報キット配布事業

- (内 容) かかりつけ医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する筒形容器のセットを配布します。
- (対 象) ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
② 65歳以上の高齢者世帯に属する者
③ 「身体障害者手帳」1級もしくは2級、「療育手帳」A判定もしくはB判定、「精神障害者保健福祉手帳」1級を所持している人ひとり暮らしの者
④ ③と65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (費 用) 1世帯に1セットを無償で配布します。



*各事業とも申請が必要となります。申請書は地域包括支援センター窓口にて備えてあります。
*申請後、対象者の要件を欠くとサービスを受けられなくなる場合があります。

お問合せ 中央市役所 福祉部 長寿推進課
地域包括支援センター 電話 274-8558



中央市 地域包括支援センターだより

高齢者虐待とは...

今、日本は超高齢社会に突入し、誰もが介護する、される可能性のある時代になりました。それと同時に、高齢者の虐待が身近なものとなりつつあります。高齢者やその家族も、心身共に穏やかに安心して暮らしていけるように、地域全体で見守り、支援するネットワークづくりが求められています。

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者への虐待として、次の5つを挙げています。

身体的虐待

- 叩く、蹴る等の暴力
- ベッドに縛り付けたり意図的に薬を過剰に与える等



心理的虐待

- 排泄などの失敗に対して恥をかかせる等
- 子ども扱いする、怒鳴る、悪口を言う、無視する等



介護等放棄

- 食事や入浴等の世話をしない、おむつ等を放置する
- 劣悪な環境に放置する等



経済的虐待

- 必要なお金を使わせない
- 財産を本人の意思・利益に反して使う等



性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する等
- 性的な行為を強要する



誰もが虐待者になるおそれがあります。

厚生労働省の調査によると、近年高齢者が家族など介護や世話をする人から虐待を受けたと判断された事例は、年間約1万7千件にのぼっています。特に家族など介護や世話をしている人による虐待のうち、約4割が息子、約2割が夫と、男性が半数以上を占めています。これまで仕事中心で生活してきた男性が、慣れない家事や介護をするストレスから、虐待に発展してしまうケースが考えられます。

また、調査によると介護や世話をしている半数以上の方が「虐待をしている自覚がない」という結果が出ています。気づかずに不適切な対応になりやすい事例を、下のチェックリストで確認してみましょう。

これって虐待?チェックリスト

- いうことを聞かないので、無視したり、ののしったりしてしまう。
- 悪いことを分かってもらうために、叩くなどしてしつけをしている。
- 認知症により徘徊してしまうので、部屋に閉じ込めている。
- 年金通帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でのおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。

虐待は「虐待者が悪者だから」起こるものではありません。

介護することで心身ともに疲れ、追い詰められてしまう人は少なくありません。適切な介護の仕方や認知症への対応が分からず、つい手をあげてしまったり、虐待していることを自覚できても歯止めがきかない場合もあります。ひとりで抱え込まないで、ぜひ地域包括支援センターへご相談ください。

中央市地域包括支援センター (中央市役所 長寿推進課内)

中央市臼井阿原301-1

電話: 055(274)8558 営業日: 月曜日~金曜日
FAX: 055(274)1125 営業時間: 午前8時30分~午後5時15分
職員体制: 管理者、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師、事務員 休業日: 土・日・祝日
事業実施地域: 中央市全域 年末年始

「介護する人も、介護される人も、安心して暮らしていくために」

知って防ごう 高齢者虐待

「守ろう、暮らしの安心」

—高齢者の消費者被害防止のために—

近年、高齢者を狙った悪質な商法や詐欺による消費者被害が増加しています。一見するとお得に思える商品やサービスでも、実は契約内容が不明瞭であったり、十分な説明がなされていないかたりするケースが後を絶たず、高齢者が被害に遭う事例が増えています。

気をつけて！こんなトラブルありませんか？

⚠️ 定期購入

事例 お試しのつもりで申し込んだら定期購入になっており、一人で利用するには過剰な量の健康食品や日用品等を購入してしまった。



- ポイント**
- 通信販売等で商品を購入する場合は、注文する際に購入・返品条件をよく確認しましょう！
 - 証拠を残すために購入履歴や事業者と連絡した記録を保存しておきましょう！

⚠️ 点検商法

事例 自宅を訪れた事業者から点検を勧められ、その後実際には必要のないリフォーム工事の勧誘を受けて工事をした結果、高額な支払を求められた。



- ポイント**
- 不意に訪れ点検を勧めてくる事業者に注意し簡単に家に入れないようにしましょう！
 - 工事をする場合、必ず複数の事業者から見積りを取り、内容や料金を十分に検討しましょう！

⚠️ 電話詐欺

事例 公的機関の職員に成りすまして、「医療費の払い戻しがある」「ATMで手続きできる」と嘘を言われ、ATMに誘導され貯金を送金してしまった。



- ポイント**
- 「お金が返ってくる」といった電話がかかってきたら、まずは家族等に相談しましょう！
 - 固定電話に詐欺防止の音声 flows 自動通話録音機等を導入し、詐欺を防ぎましょう！

消費者被害の防止と対応のためにできること

もしも消費者被害に遭った場合や、何かおかしいと感じた場合は、ひとりで悩まず、周囲の信頼できる方や専門機関に相談することが解決への第一歩です。特に消費者被害に関する相談は、**全国共通の消費者ホットライン「188(いやや)」**が役立ちます。ここに電話すると、最寄りの消費生活相談窓口へ接続され、専門の相談員が対応します。

また地域包括支援センターでは、高齢者の皆さまの生活に関するご相談もお受けしています。身の回りで困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。被害を未然に防ぎ、大切な財産や安心を守るために消費者被害を減らしましょう。

山梨県でも消費者被害を防止するために「県民生活センター」を設置し、幅広い相談に対応していますので、併せてご利用ください。

県民生活センター
〒400-0035 甲府市飯田1丁目1-20 山梨県 JA 会館 5階
☎ 055-235-8455(消費生活相談)
相談時間：平日午前8時30分～午後5時

オレンジ カフェ

中央市では月に1回、オレンジカフェを開催しています。オレンジカフェは、認知症について相談できる安心の場です。

また、支援者（ボランティア）が手作りのおやつを提供し、市民による踊りや音楽療法を楽しむことができる場となっています。認知症本人やそのご家族、地域の方々、誰でも参加できます。あたたかい空間でほっと一息つきませんか？



みんなでおどる！



音楽に合わせてスカーフを揺げる！

実施日：毎月第4金曜日
時間：午後1時30分～3時00分
場所：玉穂総合会館 多目的室1-5
(山梨県中央市下河東620)
電話：055-274-8558
ご興味のある方は、地域包括支援センターまでご連絡ください。

認知症啓発活動

長寿推進課
カウンター

9月の世界認知症月間に合わせ、中央市では認知症への理解を深めるための様々な取り組みを行いました。

図書館では誰もが気軽に認知症について学べるよう啓発パンフレットや認知症に関する書籍を設置しました。また、庁舎は認知症を象徴するオレンジ色でライトアップし、長寿推進課のカウンターには啓発本を配置しました。今後も市民の皆さんが認知症について知識を深める機会を持って行きたいと思っております。



庁舎ライトアップ

図書館



世界アルツハイマーデーとは？

毎年9月21日は認知症への理解を深め、アルツハイマー病の啓発を目的とした国際的な記念日です。この日は、患者やその家族を支援し、病気への偏見をなくす活動が世界中で行われています。認知症に関する知識を広め、早期発見と適切な支援の重要性を呼びかける日です。